

鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を取得し野生鳥獣肉を取り扱う県内の事業者が、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について（令和3年4月1日付2消安第6500号・2農振第3690号消費・安全局長農村振興局長通知）」に基づき設定された野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「豚熱感染確認区域」という。）において捕獲された野生イノシシをジビエとして利用するに当たり、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月1日付2消安第6357号・2農振第3720号消費・安全局長・農村振興局長通知）」及び「【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル（令和6年10月8日付第202400161906号農林水産部長通知。以下「マニュアル」という。）」に基づき行う遺伝子検出検査、血液PCR検査により豚熱感染が確認された個体及び県が指定する要廃棄物（廃棄の用に供される資材を含む。以下「豚熱陽性個体等」という。）の廃棄を支援することにより、本県における野生イノシシのジビエ利用を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。
 - 3 第1項に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、事業実施主体に対し、間接補助事業の実施に当たっては、やむを得ない場合を除き、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めるよう条件を付さなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、事業を実施した年度の3月20日までに行うものとする。
- 2 本補助金の交付申請書及び実績報告書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第1号及び第2号並びに第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとし、同様式で定める書類を添付するものとする。
 - 4 本補助金の交付を受けようとする市町村長は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助

率を乗じて得た額の範囲内で交付申請及び実績報告をすることができる。

(間接交付の条件)

第5条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける事業実施主体に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	事業実施主体
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内又は補助事業の属する年度の3月31日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第4号によるものとする。

3 市町村長は、交付申請及び実績報告の後に、事業実施主体の申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超過するときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超過額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第7条 市町村長は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく事業実施主体に支払わなければならない。

(書類の提出方法)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の地方事務所（八頭郡においては東部農林事務所、日野郡においては西部総合事務所をいう。）を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 間 接 補助事業	2 事業実 施主体	3 間接補助 対象経費	4 間 接 補助率	5 補助率
豚熱陽性個体等 の処分	解体処理 業者 ^{※1}	豚熱陽性個体等の処分に係る輸送費 ^{※2} 、焼却費 ^{※3} 、 廃棄の用に供する密閉容器 ^{※4} 当該年度の4月1日以降に係る事業に要した経費につ いて対象とする。	1 / 2	1 / 2

- ※1 食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、かつ、マニュアル2の3)に基づく承認を受けた事業者であること。
- ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という）第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者が行うものに限る。
- ※3 廃掃法第14条第6項の規定に基づき、鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けた産業廃棄物処分業者が行うものに限る。
- ※4 事業実施年度に購入し、かつ、焼却処分に用いた容器のみを間接補助対象経費とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金交付申請書
兼実績報告書

鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり申請するとともに、同規則第17条第1項により実績を報告します。

記

補助事業等の名称	
算 定 基 準 額	
交 付 申 請 額 及 び 実 績 報 告 額	
添 付 書 類	1 事業計画書及び事業報告書 2 収支予算書及び決算書(に準ずる書類)

(注)鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度 鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業計画書兼事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び事業費の内訳

対象者	内容	事業費	算定基準額	負担区分			備考
				県	市町村	その他	
〇〇施設	輸送費	円	円	円	円	円	
	焼却費	円	円	円	円	円	
	密閉容器	円	円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	円	

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

（注）消費税の取扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

5 事業完了年月日

年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

様式第3号（第4条関係）

〇〇年度 鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業収支予算書及び決算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 及び 本年度決算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金		円	円	円	
市町村補助・負担金					
その他補助・負担金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 及び 本年度決算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

- ・明細書（別紙1）
- ・マニフェストA票又はB2票の写し
- ・事業費の詳細が分かる資料（請求書又は領収書等の写し）

年 月 日

様

鳥取県知事 ○○ ○○
（ 公 印 省 略 ）

○○年度鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの交付申請書兼実績報告書（以下「申請書兼報告書」という。）で申請のあった鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項の規定及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書兼報告書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 精算払額

金 円

5 支払時期

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者名

○○年度鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定及び交付額の確定のあった鳥取県豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額	金	円
2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	円
4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）	金	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第6条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 補助事業者の氏名又は名称
- 2 補助事業者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 補助事業者の代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経 費 の 内 訳						

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法